

議案第43号

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年4月6日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は，この条例による改正後の阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例第7条第1項第3号の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から，令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は，支給しない。
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には，次の各号に定めるところにより，期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は，規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に，<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に，次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には，次の各号に定めるところにより，期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は，規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に，<u>100分の120</u>を乗じて得た額に，次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	

阿見町会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正案についての概要

本則

(1) 第 7 条第 1 項第 3 号

期末手当の基本支給率

6 月 : 127.5/100 12 月 : 127.5/100 → 6 月 : 120/100 12 月 : 120/100

改正附則

1 施行期日

公布の日から施行

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

令和 3 年度の引下げに相当する額については，調整額として令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に，「127.5 分の 15」を乗じて得た額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額する。